

論文

韓国における「デジタル性犯罪」処罰規定の改正及び今後の課題

—「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」を中心に—

梁 瑞 希

早稲田大学社会科学総合学院助教

アブストラクト：2000年以降、韓国では多数の被害者を生んだデジタル性暴力事件が続発してきた。しかし、デジタル性暴力を罰する適切な法律が設けられていなかったため、2010年から2021年にかけて、「児童・青少年の性的保護に関する法律」や「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」などの法律において、技術を媒介とした性暴力の処罰範囲を広げるなど、「デジタル性犯罪」の処罰に関わる規定の包括的な改正が行われた。これに対しては、処罰の対象となる行為の定義をめぐって批判があるなど、未だに議論が続いている。そこで、本稿では韓国の「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正を紹介し、現在残されている課題を検討する。その上で、日本において今後解決すべき課題は何かを問う。

Amendments to Digital Sex Crime Laws in South Korea: Their Implications and Considerations for Japan

Sou Hee YANG

Assistant Professor, Faculty of Social Sciences, Waseda University

Abstract: Digital sex crimes, defined as sexual offenses facilitated by the Internet or social network services, have increased dramatically in South Korea since 2000. To expand the scope of punishments meted out for these crimes, comprehensive amendments were introduced to sex crime laws in Korea between 2010 and 2021, including those to the Act on the Protection of Children and Youth Against Sex Offenses and the Act on Special Cases Concerning the Punishment of Sexual Crimes. However, it remains debatable whether the amended laws appropriately address technology-facilitated sex crimes, and critics continue to question the efficacy of the laws and terminologies used in these statutes. This paper presents the amended portion of the Act on Special Cases Concerning the Punishment of Sexual Crimes in South Korea and indicates the problems that continue to be associated with the existing laws. It also highlights issues that Japan must consider in contemplating penal provisions for technology-facilitated sex crimes.

1. はじめに

2010年以降、韓国では「デジタル性暴力」が深刻な社会問題となっている⁽¹⁾。その中でも大きな注目を集めたのが、2019年に発覚した「N番部屋事件」である。N番部屋事件をうけ、デジタル性暴力の適切な処罰を求める国民の声が高まった。これに応じて、いわゆる「N番部屋防止法」と呼ばれる一連の立法および法改正が行われた。本稿は、「N番部屋防止法」のうち、特に刑事規制に関わる部分を取り上げ、日本法への示唆を得ようとするものである。

このような作業は、日本のデジタル性暴力に関する刑事政策を検討するにあたって、以下の二つの学術的・社会的重要性を持つ。第一に、日本において「デジタル性犯罪」を法律上どのように定義すべきかに関する議論に貢献できる。後述するように、「デジタル性犯罪」や「ジェンダーに基づく技術的暴力 (Technology-facilitated Gender-based Violence)」など、オンラインやSNSで行われる性暴力行為に対する用語は、その定義が整理されていない。日本でも同様である。しかし、デジタル性暴力の刑事規制を議論するためには、これらの基本概念の内容確定を先行させる必要がある。その意味で、デジタル性犯罪に関する韓国での用語法や、その用語の不明確性をめぐる議論は、日本での議論の参考となり得る。第二に、韓国におけるデジタル性犯罪処罰規定をめぐる議論は、日本におけるデジタル性暴力に関する立法論議にあたって有益である。日本でも現在、児童に対する事件を中心に、デジタル性犯罪と呼ぶべき事件が増加している⁽²⁾。これをうけて現在、日本でも刑法の改正への動きがある。日本では、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問を目的で、令和3年から5年にかけて法制審議会－刑事法（性犯罪関係）部会が行われた。この部会を通じて法制審議会に報告された改正案（要綱（骨子）案）では、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪を含む、デジタル性暴力行為に関わる罪の新設が提案されている⁽³⁾。日本においてこのような改正に関する議論が進んでいる中で、韓国におけるデジタル性犯罪に関する法律や残されている課題について検討する

(1) 例えば、N番部屋事件に関する国民同意請願は、2,715,626人からの同意を得た。김한균 (キム・ハンギョン), “디지털 성범죄 양형과 양형기준의 규범적 조정” (デジタル性犯罪の量刑と量刑基準の規範的調整) 형사정책 통권 32권2호 (2020) 각주1.

(2) 警察庁が公表した「令和3年における少年非行、児童虐待および子供の性被害の状況」における「SNSに起因する事犯の被害児童数の推移」によると、令和3年の児童買春、児童ポルノに係る行為の被害児童数は993人で、平成24年の424人から134%増加した。また、令和3年のSNSに起因する強制性交等の被害児童数は、34人で、平成24年の14人より142%増加し、令和3年の強制わいせつ行為の被害児童数は17人で、平成24年の6人より183%増加している。警察庁生活安全局少年課「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(2022年3月) 20頁 (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf/r3-syonenhikoujyokyo.pdf>) (2022年10月28日閲覧)。

(3) 法務省 (2023) 『要綱（骨子）案』法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 (https://www.moj.go.jp/shingil/shingi06100001_00083.html), および刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣第58号：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21109058.htm) (いずれも2023年5月1日閲覧)。

ことは、日本におけるデジタル性暴力に関する処罰のあり方について考える機会を与えるとともに、問題解決への示唆を与えるものである。

以下では、まず、「N番部屋事件」の概要と、これに対する韓国政府の対策を紹介した上で、韓国政府の用いる「デジタル性犯罪」という用語の内容を紹介する(II.)。次に、デジタル性犯罪を規制するために、「N番部屋防止法」の一環として改正された「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正内容を検討し(III.)、現在残っている課題を紹介する(IV.)。最後に、日本における改正への動きを紹介し(V.)、韓国との比較から、日本においても生じうる刑事法的課題について論じる(VI.)。

2. 韓国における問題意識

(1) N番部屋事件

「N番部屋事件」は、テレグラムというSNSのチャットルームを利用して行われた事件の総称である。本事件において、複数の加害者はハッキングなどの方法を通じて、被害者達の個人情報、又は、裸や下着姿の写真を受け取った⁽⁴⁾。そして、その情報を流布・拡散するという脅迫などを用いて、被害者に性的行為などをさせ、チャットルーム上でその行為を撮影した影像記録を共有させた。本事件には、従来の性犯罪と異なる三つの特徴があった。

第一に、本事件における被害者が膨大な数に及んだ点である。N番部屋の利用者は支払った金額に応じてそれぞれの部屋(チャットルーム)が割り当てられ、チャットルームごとに異なる被害者達の影像が提供されていた⁽⁵⁾。2020年12月の特殊本捜査終了時点で確認された被害者は合計1,154人であった。利用者及び被害者の中には、未成年者も多数含まれていた⁽⁶⁾。

第二に、本事件における被害者は、複数の性犯罪被害に遭った。被害者は「奴隷」と呼ばれ、性的映像の撮影強要のほか自傷のような身体的加害などの様々な虐待行為を強要されていた点である。結果、本件で公訴提起の対象となった訴因の数は30件に達した⁽⁷⁾。

第三に、N番部屋は、広報、資金伝達、運営、被害者の勧誘などの体系的な役割分担がなされており、各構成員がそれぞれの役割を担当する形で運営されていた点である。この特徴ゆえに、本件で

(4) 이종현·강동욱(イ・ジョンヒョン=カン・ドンヌック), “디지털성범죄의 실태와 대책 방안 — 경찰실무를 중심으로 —”(デジタル性犯罪の実態と対策案—警察実務を中心に—) 한양법학 제32권 제3집 (2021)p.57-58.

(5) Yoonjung Seo, “Dozens of young women in South Korea were allegedly forced into sexual slavery on an encrypted messaging app,” CNN, (Mar. 28, 2020) (last accessed on Nov. 2, 2022), available at: <https://edition.cnn.com/2020/03/27/asia/south-korea-telegram-sex-rooms-intl-hnk/index.html>なお、N番部屋には、本件当時26万人以上の利用者がいたとされる。

(6) 국무조정실(國務調整室), 2020년4월 23일자 보도자료, “디지털 성범죄, ‘처벌은 무겁게, 보호는 철저하게’: 관계부처 합동, 디지털 성범죄 근절대책 발표”(デジタル性犯罪「処罰は重く、保護は徹底的に」: 関係省庁合同, デジタル性犯罪根絶対策発表表) p.2.

(7) 대법원 2021.10.14. 선고 2021도7444 판결.

は、デジタル性犯罪としては初めて、刑法114条にいう犯罪を目的とする集団であることが認められた⁽⁸⁾。これにより、主犯格の被告人には懲役42年という極めて重い刑が言い渡された⁽⁹⁾。

これらの点は、N番部屋事件を契機に、韓国政府におけるデジタル性犯罪に対する新しい法的対応が必要であることを示すものであった。

(2) 韓国政府の対応

韓国におけるデジタル性犯罪に関する法律に対する検討に先立って、韓国で用いられている「デジタル性暴力」及び「デジタル性犯罪」という概念を説明し、その定義を明確にしておく。その上、韓国政府におけるデジタル性犯罪防止対策を紹介する。

2.1. 韓国における「デジタル性暴力」の定義

「デジタル性暴力」とは、「デジタル機器及び情報通信技術を媒介として、オンライン及びオフライン上で生じる、ジェンダーに基づく技術的暴力として、同意なしに相手の身体を撮影する行為、流布する行為、流布すると脅迫する行為、保存する行為、展示する行為およびサイバー空間で他人の性的自律権と人格権を侵害する行為を包括する。」⁽¹⁰⁾と定義される（下線筆者）。「デジタル性暴力」は、大きく製作型、流布型、参加型⁽¹¹⁾、消費型に区分される⁽¹²⁾。例えば、同意なしに相手の身体を撮影する行為、拡散する行為、又は撮影物を利用して脅迫する行為などがこれにあたるが、デジタル性暴力の用語自体には、現行法上処罰の対象ではない行為も含まれている⁽¹³⁾。これに対して、デジタル性犯罪に関する、韓国政府の公式文書における現在の定義は以下の通りである。

(8) 韓国刑法第114条(범죄단체 등의 조직)は、「死刑、無期又は長期四年以上の懲役に該当する犯罪を目的とする団体又は集団を組織し、又はこれに加入し、又はその構成員として活動した者は、その目的の罪に定めた刑で処罰する。ただし、刑を減輕することができる。」とされている。

(9) 대법원 2021.10.14. 선고 2021도7444 판결.

(10) 변혜정 (ビョン・ヘジョン), 국회 입법조사처 주관 디지털 성범죄 대응을 위한 방안 모색 공동 세미나 (国会立法調査処主管・デジタル性犯罪対応のための方案模索共同セミナー) (2018.9.11), p.59.

(11) 参加型とは、不法撮影物を共有するためのチャットルームに参加して、共有された性的撮影物の被害者やチャットルームに参加されている被害者らに侮辱的または性的発言をして被害者を嫌がらせしたり、加害者に「このような加害をして欲しい」などの提案などをしたり、被害者の個人情報を利用して、被害者に対する嫌がらせをするなど、被害者に対する性暴力に「同調・参加」する類型を指す。국회 여성가족위원장 남인순의원외 (ナムインスン et al.), “디지털 성폭력 근절을 위한 정책 마련 토론회 자료집” (デジタル性暴力根絶のための政策準備討論会資料集) 국회도서관 (2017), p.19-20.

(12) 국회 여성가족위원장 남인순의원외 (ナムインスン et al.), 前掲注 (11) p.16.

(13) 변혜정 (ビョンヘジョン)・前掲注 (18) p.59.

大韓民国政策ブリーフィング「デジタル性犯罪」⁽¹⁴⁾

1. デジタル性犯罪とは？

デジタル機器と情報通信技術を媒介にオン・オフライン上で発生するジェンダーに基づく技術的暴力である。同意なしに相手の身体を撮影し、流布・流布脅迫・保存・展示する行為とサイバー空間で他人の性的自律権と人格権を侵害する行為を全て包括する。現在、犯罪と規定されるデジタル性暴力は性的目的のための不法撮影、性的撮影物の不同意流布、通信媒体を利用したわいせつ行為などがある。

- ① (不法撮影) スカートの中、後ろ姿、全身、顔、裸体など、用便をする行為、性行為
- ② (不同意流布、再流布) ウェブハード、ポルノサイト、SNSなどへのアップロード、グループチャットへの流布
- ③ (流通、共有) ウェブハード、ポルノサイト、SNS等の事業者及び利用者への流通、共有 (下線筆者)
- ④ (流布脅迫) 家族、知人に流布すると脅迫、別れた後で再会を要求して脅迫、又は流布脅迫を通じて金銭を要求するなどの行為 (下線筆者)
- ⑤ (写真合成) 被害者の日常的写真を性的写真と合成した後に流布 (知人陵辱)
- ⑥ (性的嫌がらせ) サイバー空間内で性的内容を含む名誉毀損や侮辱などの行為

しかし、「デジタル性犯罪」の概念が社会的に統一した意味で使われているとは言えない。「2017年政府の『デジタル性犯罪被害防止総合対策』で初めて使われた『デジタル性犯罪』という概念は、発表の当時から明確な概念なしに使われ始めて、今なお概念に対する社会的・法的・実務的合意がないまま使われている。」との指摘もある⁽¹⁵⁾。

他方、韓国女性政策研究院の報告書は、デジタル性犯罪の特徴として、以下の点を指摘する。まず、「N番部屋事件」のような事件は、現代の性犯罪の新しい特性を示すものであり⁽¹⁶⁾、特に、「新しい領域で新しいタイプの犯罪が増加するだけでなく、伝統的タイプの性暴力／ジェンダー暴力およびその他の犯罪と結合して犯罪が持続、又は繰り返し、拡大し、被害、加害規模が増加する」という特徴があるとする⁽¹⁷⁾。また、デジタル性犯罪行為に対する違法性の認識が低い点、デジタルファイルの複製可能性や拡散性などの特性により、被害が無限に拡大する危険がある点、オンライン空間の匿名性やデジタルプラットフォームの補完性のゆえに証拠収集が難しく、隠蔽が容易な点、脆弱性を利用した犯罪が容易に発生するが、発見が難しく、成人女性の被害は相対的に些細と考えられる点などの特徴が見られるとする⁽¹⁸⁾。

(14) 대한민국정책브리핑 (大韓民国政策ブリーフィング), 디지털 성범죄 (デジタル性犯罪) (<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148853543>) (2023年4月20日閲覧).

(15) 명성준 (ミョン・ソンジュン), “디지털성범죄 대응정책의 국가별 비교 연구: 미국·영국·호주를 중심으로” (デジタル性犯罪対応政策の国別比較研究: アメリカ・イギリス・オーストラリアを中心に) 한국비교정부학회25권4호 (2021), p.31.

(16) 김정혜 (キム・ジョンヘ), “텔레그램 ‘n번방’ 등 온라인 매개 성폭력 사건들을 통해 본 이 시대 성폭력의 특성” (テレグラム「N番部屋」などオンライン媒介性暴力事件を通じて見たこの時代の性暴力の特性) KWDI Brief 53호 (2020) p.1.

(17) 김정혜 (キム・ジョンヘ)・前掲注 (16) p.1.

(18) 김정혜 (キム・ジョンヘ)・前掲注 (16) p.1-4.

以上のように、「デジタル性暴力」と「デジタル性犯罪」とで重複する面もあり、実際韓国でも両者が混用される場合もある。本稿では、「デジタル性暴力」には、現行法上処罰の対象ではない行為も含まれるとする定義を重視し、「デジタル性犯罪」という語を、「デジタル性暴力」の中で処罰の対象となる行為を意味するものと整理する。

2.2. 韓国政府のデジタル性犯罪防止対策

韓国政府は、N番部屋事件をうけて、その対応のために2020年4月23日「大韓民国政府関係省庁合同デジタル性犯罪根絶対策発表」⁽¹⁹⁾を公表し、これに基づきその後の法改正が行われた。この発表の中で韓国政府は、デジタル性犯罪が従来とは異なる様相を示していることを示す以下の表を提示した(表における下線は筆者)。

表1 既存対策樹立時の状況と最近の犯罪様相の比較⁽²⁰⁾

	2020年に韓国における既存の対策が想定していた犯罪状況	最近の犯罪様相
デジタル性犯罪物の範囲	(<u>単純撮影物</u>) ・変形カメラ(隠しカメラや超小型カメラ)を媒介した <u>不法映像</u>	(<u>多様化</u>) +合成・編集物(ディープフェイク等) +強要等により被害者が直接撮影・提供した <u>性搾取物</u>
流通媒体	(<u>公開的</u>) ・ <u>アダルトサイト</u> 、 <u>ウェブハード</u> などに公開的流布、不特定多数への拡散	(<u>閉鎖性</u>) ・海外サーバー基盤の閉鎖的SNSの活用 テレグラム、ディスコードなどで迅速な拡散
加害者	(<u>個人の犯罪</u>) ・ <u>個人</u> による不法撮影物の流布を中心に	(<u>組織化</u>) ・製作、資金伝達、運営など <u>役割分担</u> ・加入者(有料会員)、 <u>仮想通貨</u> などを活用して、大規模の犯罪収益を創出
被害者	(<u>被害者不特定</u>) ・ <u>不特定多数</u> がトイレなど多数が利用する施設での不法撮影の被害	(<u>被害者の特定、被害水準の深刻化</u>) ・特定被害者に対する脅迫、強要、持続的な性搾取

このように変化していくデジタル性犯罪による被害の実態と深刻さが明らかになったことに鑑み、韓国政府は、「デジタル性暴力」行為に関する処罰規定の改正の必要性を強調した。特に、被害者の性的影像記録などがオンライン上で流布されると、その被害は「一回で終わらず継続的につながる」と、最初の流布者と再流布者、情報の利用者が誰なのかを特定しにくいこと、誰かが自分の撮影物を見たのではないかと恐れて、人間関係を結ぶことができなくなるという点で深刻な被害を発生させて

(19) 前掲注(6)。

(20) 前掲注(16) p.2.

いる)⁽²¹⁾という点で、「デジタル性暴力」行為の適切な処罰が必要とされたのである。このように韓国では、N番部屋事件以後高まったデジタル性犯罪処罰強化に対する国民の意識の変化、デジタル性犯罪被害の深刻さに対する理解、および変化していくデジタル性犯罪の特性を勘案して、「N番部屋防止法」と呼ばれる一連の立法・法改正が行われた。

3. 韓国におけるデジタル性犯罪に関する法律の改正

(1) 「N番部屋防止法」の全体像

「N番部屋防止法」の一部として、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」⁽²²⁾、「児童・青少年性保護に関する法律」(以下「青少年性保護法」という。)⁽²³⁾、および刑法⁽²⁴⁾の一部が改正された。また、オンラインプラットフォーム事業者に性的な不法撮影物流通防止のための措置義務を付与し、違反時に規制できるように「電気通信事業法」⁽²⁵⁾および「情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律」⁽²⁶⁾が改正された。そして、N番部屋事件のようなデジタル性犯罪により加害者が得た利益を円滑に還元させるために「犯罪収益隠匿の規制および処罰などに関する法律」⁽²⁷⁾が改正された。このように改正された法律を総称して「N番部屋防止法」と呼ぶ⁽²⁸⁾。

(21) 최용성·곽대훈 (チェ・イヨンソン・カク・デフン), “성폭력처벌법 제14조를 기반으로 한 디지털성범죄의 합리적 대응방안 연구” (性暴力処罰法第14条に基づくデジタル性犯罪に対する合理的な対応策に関する研究) 한국경찰학회보22권2호 (2020), p.223. 김현아 (キム・ヒョンア), “카메라등이용촬영죄 처벌의 문제점과 개선방안” (カメラ等利用撮影罪処罰の問題点と改善策) 이화젠더법학9권2호 (2017), p.47-48. を引用。

(22) 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 (법률 제17264호) (性暴力犯罪の処罰等に関する特例法) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=217977&ancYd=20200519&ancNo=17264&efYd=20201120&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (2023年4月20日閲覧)。

(23) 아동·청소년의 성보호에 관한 법률 (법률 제17338호) (児童・青少年性保護に関する法律) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218489&ancYd=20200602&ancNo=17338&efYd=20200602&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (2023年4月20日閲覧)。

(24) 형법 (법률 제17265호) (刑法) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=217979&ancYd=20200519&ancNo=17265&efYd=20200519&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (2023年4月20日閲覧)。

(25) 전기통신사업법 (법률 제17352호) (電気通信事業法) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219585&ancYd=20200609&ancNo=17352&efYd=20201210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (2023年4月20日閲覧)。

(26) 정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제17358호) (情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218937&ancYd=20200609&ancNo=17358&efYd=20201210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (2023年4月20日閲覧)。

(27) 범죄수익은닉의 규제 및 처벌 등에 관한 법률 (법률 제17263호) (犯罪収益隠匿の規制および処罰などに関する法律) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218109&ancYd=20200519&ancNo=17263&efYd=20200519&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (2023年4月20日閲覧)。

(28) 윤정숙 (ユンジョンスク), “n번방방지법 -① 주요내용과 의미” (N番部屋防止法 -①主要内容と意味) KISO

しかし、改正の動きがこれで終わったわけではない。韓国におけるデジタル性暴力事件はN番部屋事件以降も続いており⁽²⁹⁾、これに伴い、法改正に向けた動きも継続している⁽³⁰⁾。本稿では「N番部屋防止法」のうち刑法の一部の改正や「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」に対する改正を紹介し、主に「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の意義および問題点について論じる。

(2) 刑法の一部改正および「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正

2.1. 刑法の一部の改正理由及び改正内容

性犯罪に対する刑法の一部は、「テレグラムを利用した性搾取事件などサイバー性犯罪による被害が次第に増加しているうえ（省略）関連規定を整備することにより、性犯罪による被害発生を未然に防止し、国民の性的自己決定権など基本権を保護し（省略）安全な社会を造成することを目的とする」⁽³¹⁾という理由で2020年5月19日に改正され、同年5月19日から施行された。

まず、305条2項の新設により、旧305条では13歳未満であった未成年者の性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げたが、被害者が13歳以上16歳未満である場合、姦淫又はわいせつな行為をした者が19歳以上である場合にのみ処罰することにした⁽³²⁾。また、第305条の3の新設により、第297条（強姦）、第297条の2（類似強姦）、第299条（準強姦及び準強制わいせつ、しかし準強姦に限定）、第301条（強姦等傷害致傷、しかし傷害罪に限定）及び第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつな行為）の罪を犯す目的で予備又は陰謀した者を処罰することとした⁽³³⁾。このような刑法の改正、特に性交同意年齢の引き上げは、本稿で検討する「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正にも影響を与えた。

저널40호 (2020) (<https://journal.kiso.or.kr/?p=10421>) (2023年4月20日閲覧)。

(29) ギョンブック（韓国の慶尚北道）女性政策開発院研究報告書は、COVID-19で非対面が日常化されたことにより、デジタル性犯罪が大幅に増加していると指摘する。경북여성정책개발원（慶北女性政策開発院），“코로나 위기 극복을 위한 경북 여성가족 정책방향과 대응전략”（コロナ危機克服のためのギョンブック女性家族の政策方向と対応戦略），연구보고서 2021-19（2021年）p. V. また、「最高検察庁の『2021年検察年鑑』によると、昨年摘発されたデジタル性犯罪者は1万6,866人で、1年前の1万4,380人より約17%増加した。」との報道もある（“코로나속 디지털 성범죄 급증... 작년 1만 6,866명 적발”（新型コロナウイルス感染症の中でデジタル性犯罪急増…昨年1万6,866人摘発）毎日経済新聞 2021年12月7日を引用）。“지금도 ‘제2의 연변방’ 가담자들은 ‘보도기념’ 성착취물 제공유”（今も「第2のN番部屋」参加者は「報道記念」性搾取物を再共有）ハンギョレ新聞（2022年9月3日）も参照。

(30) 例として、シン・ヒョンヨン議員等15人により2022年6月14日、メタバース内の性暴力行為の処罰を含むいわゆる「デジタル性暴力対応4法」が発議された。「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특별법 일부개정법률안（의안번호 제21594호）（性暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律案）（http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2P2U0W6U1J3F1E6G0Q7T1B6D7I5U7&ageFrom=21&ageTo=21）（2023年4月20日閲覧）。

(31) 법률 제17265호2020년5월19일제정·개정이유（改正理由）。

(32) 법률 제17265호2020년5월19일제정·개정문（改正文）。張應嫻「韓国における性犯罪規定」樋口亮介＝深町晋也編『性犯罪規定の比較法研究』（成文堂，2020年）832頁以下。

(33) 前掲注（32）。

2. 2. 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」改正法の内容

次に、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の中で、「N番部屋防止法」として改正又は新設された一部の条文を以下で紹介する。

性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（略称：性暴力処罰法）

[施行2013年6月19日] [法律第11729号・2013年4月5日一部改正]

第13条（通信媒体を利用したわいせつ行為）自分または他人の性的欲望を誘発し、または満足させる目的で電話、郵便、コンピュータ、その他の通信媒体を通じて性的羞恥心又は嫌悪感を起こす言葉、音響、文、絵、映像又は物を相手方に到達させた者は、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2020.5.19.〉

第14条（カメラ等を用いた撮影）

- ①カメラその他これらに類する機能を有する機械装置を用いて性的欲望又は羞恥心を誘発し得る者の身体を撮影対象者の意思に反して撮影した者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2018.12.18, 2020.5.19.〉
- ②第1項の規定による撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を頒布・販売・賃貸・提供若しくは公然と展示・上映（以下「頒布等」という。）した者又は第1項の撮影が撮影当時には撮影対象者の意思に反しない場合（自らの身体を直接撮影した場合を含む）においても、事後にその撮影物又は複製物を撮影対象者の意思に反して頒布等をした者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2018.12.18, 2020.5.19.〉
- ③営利を目的として撮影対象者の意思に反し、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網（以下「情報通信網」という）を利用して第2項の罪を犯した者は、3年以上の有期懲役に処する。〈改正2018.12.18, 2020.5.19.〉
- ④第1項又は第2項の撮影物若しくは複製物を所持・購入・保存又は視聴した者は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。〈新設2020.5.19.〉
- ⑤常習で第1項から第3項までの罪を犯した場合は、その罪に定めた刑の2分の1まで加重する。〈新設2020.5.19.〉

第14条の2（虚偽の映像物等の頒布等）

- ①頒布等を行う目的で、人の顔・身体又は音声を対象にした撮影物・映像物又は音声物（以下この条で「映像物等」という）を映像物等の対象者の意思に反して性的欲望又は羞恥心を誘発しうる形で編集・合成又は加工（以下本条で「編集等」という）した者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。
- ②第1項による編集物・合成物・加工物（以下本項で「編集物等」という）若しくは複製物（複製物の複製物を含む。以下本項において同じ。）を、頒布等をした者又は第1項の編集等をする時は、映像物等の対象者の意思に反していない場合にも、事後にその編集物等又は複製物を映像物等の対象者の意思に反して、頒布等をした者は5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③営利を目的に映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して、第2項の罪を犯した者は7年以下の懲役に処する。
- ④常習で第1項から第3項までの罪を犯した場合は、その罪に定めた刑の2分の1まで加重する。〈新設2020.5.19.〉 [本条新設2020.3.24.]

第14条の3（撮影物等を利用した脅迫・強要）

- ①性的欲望又は羞恥心を誘発しうる撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む）を利用して人を脅迫した者は1年以上の有期懲役に処する。
- ②第1項による脅迫により人の権利行使を妨害し、又は義務でない仕事をさせた者は3年以上の有期懲役に処する。
- ③常習で第1項及び第2項の罪を犯した場合は、その罪に定めた刑の2分の1まで加重する [本条新設2020.5.19.]

第15条（未遂犯）第3条から第9条まで、第14条、第14条の2及び第14条の3の未遂犯は処罰する。[全文改正2020.5.19.]

(3) 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」改正の意義と適用状況

3.1. 改正及び犯罪の新設

まず、14条2項は、自身の身体を直接撮影した場合にも対象者の意思に反する頒布等の行為が処罰できるよう改正された。また、14条には4項及び5項が追加された。4項では、撮影物若しくは複製物を所持し、購入、保存又は視聴した者も処罰の対象とし、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処することにした。5項は、常習犯加重を定めるものである。

撮影物等を利用した脅迫・強要を処罰する14条の3は、2020年5月19日に新設された。韓国では、刑法第283条「脅迫、尊属脅迫罪」で「人を脅迫した者は、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処される」と規定しているが、14条の3はそれとは別に、撮影物等を利用した脅迫・強要を扱うものである。

さらに、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」において未遂犯を規定する第15条では、平成24年改正（法律第11556号）により第3条から第9条までの未遂犯を処罰することになったが、令和2年2月4日の改正（法律第16914号）により第14条が追加され、同年3月24日改正（法律第17806号）によりその範囲に第14条の2、そして5月19日改正（法律第17264号）により第14条の3の未遂犯も処罰対象に追加された。

3.2. 法定刑の引上げ

まず、「通信メディアを利用したわいせつ行為」を処罰する13条において、罰金額が改正された。改正前は500万ウォン以下の罰金であったが、金額が極端に低いとの意見に基づき⁽³⁴⁾、改正により2,000万ウォン以下の罰金に引き上げられた。

また、14条の1, 2, 3項は、それぞれ法定刑を引き上げる方向で改正された⁽³⁵⁾。このような処罰の強化は携帯電話カメラ等を利用した性犯罪の深刻さを認知し、刑法に反映することを目的としている⁽³⁶⁾。

3.3. 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の適用状況

以上のように、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正は、デジタル性犯罪の処罰範囲を広げると同時に、法定刑を引き上げるものであった。しかし、現行法がデジタル犯罪に対する適切な処罰をもたらしているとは言いがたい。なぜなら新たな技術を利用して、デジタル性犯罪行為がさらに多様化するにつれ、現行法におけるデジタル性犯罪についても、日々処罰の間隙が生じているからで

(34) 김현아 (キム・ヒョンア), “디지털 성범죄 관련 법·제도현황과 개선과제” (デジタル性犯罪関連法・制度現況と改善課題) 젠더리뷰가을호 (2020) p.19.

(35) 1項は5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金から7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に、2項は5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金から7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に、また3項は7年以下の懲役から3年以上の有期懲役に、法定刑が改正された。

(36) 김현아 (キム・ヒョンア)・前掲注 (34) p.19-20.

ある⁽³⁷⁾。例えば、第14条4項により、デジタル性犯罪の撮影物若しくは複製物の所持・購入・保存又は視聴行為が処罰できるようになった。しかし、自分で撮影してオンラインクラウドなどで保管している性的影像記録を、ハッキングを通じて視聴、又は保存した場合は、第14条4項に該当しないと判断される可能性が高い⁽³⁸⁾。このような処罰の間隙は、デジタル性犯罪の加害者に処罰を逃れる機会を与える恐れがある⁽³⁹⁾。また、第14条第3項は「情報通信網を利用」して行われる行為に限られていて、営利を目的とした頒布であっても、性的影像記録を直接、または宅配を利用して取引することで、第3項は適用を逃れることができる⁽⁴⁰⁾。さらに、第14条4項においては、所持・購入・保存又は視聴行為に対する故意性立証の問題もある⁽⁴¹⁾。要するに、撮影物を所持又は視聴した者が「該当撮影物が性搾取によるものであることを知らなかった」、又は「誤って該当撮影物を視聴した」と主張する場合、その真偽を判断しがたいという場面が生じうる⁽⁴²⁾。インターネット上では、すでにこのような点を利用して、処罰を避けようとする動きが起こっている⁽⁴³⁾。以上のような点で、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の改正は韓国におけるデジタル性犯罪の処罰範囲を拡大したが、まだ改善の必要性があると判断される。

4. 韓国における今後の課題

「N番部屋防止法」以降、韓国では改正に関わる問題点や今後の法的及び社会的改善方案を含め、韓国におけるデジタル性犯罪の適切な処罰に対する課題が議論された。以下では「性暴力処罰法」に関連した三つの課題を紹介する。

(1) 概念の整理及び用語の見直し

韓国におけるデジタル性犯罪の適切な処罰を実現するために、概念の整理及び用語の見直しを行う必要がある点が指摘されている。第一に、デジタル性暴力に関する概念及び用語を、国際的基準を踏まえると同時に、その範囲が明確になるように再定義する必要性が指摘されている。特に、上述したように、「デジタル性犯罪」という概念は、未だにその概念に対する「社会的・法的・実務的合意が

(37) 김정혜외 (キムジョンヘ et al.), “기술매개 성폭력 대응을 위한 법적 정비 방안” (技術媒介性暴力対応のための法制整備方案) 한국여성정책연구원 (2021) p.71.

(38) 김정혜외 (キムジョンヘ et al.)・前掲注 (37) p.120-121.

(39) 김정혜외 (キムジョンヘ et al.)・前掲注 (37) p.120-121.

(40) 김정혜외 (キムジョンヘ et al.)・前掲注 (37) p.119.

(41) 최서희 (チェ・スヒ) “N번방 방지법 그 한계를 해결한다—디지털성폭력 근절을 위한 21대 국회 입법과제” (N番部屋防止法, その限界を解決する—デジタル性暴力根絶のための第21代国会立法課題) (2020) p.70-71.

(42) 최서희 (チェ・スヒ)・前掲注 (41) p.70-71.

(43) 최서희 (チェ・スヒ)・前掲注 (41) p.71.

ないまま使われている」⁽⁴⁴⁾。

韓国刑事政策研究院の研究委員であるキム・ハンギュンは、デジタル性犯罪の適切な処罰のためには、物理的暴行や脅迫を越えて、デジタル技術に基づいた性暴力加害行為の結果ないし影響を韓国におけるジェンダーに基づく技術的暴力犯罪として確立する作業が必要だと述べる⁽⁴⁵⁾。ここでいう「ジェンダーに基づく技術的暴力」(technology-facilitated gender based violence) という(以下「TFGBV」という)概念は、欧米諸国で一般的に使われる用語である。国際女性研究センター(International Center for Research on Women)は「TFGBV」を以下のように定義する。

ジェンダーに基づく技術的暴力とは、一人または複数の人々による、ジェンダー又は性的アイデンティティーに基づき、もしくは有害なジェンダー規範の強要により他者に害を生じさせる行為である。この行為はインターネットやモバイル技術の利用により行われ、ストーカー行為、嫌がらせ、セクシャルハラスメント、名誉毀損、ヘイトスピーチ、搾取などが含まれる。⁽⁴⁶⁾

TFGBVは、ジェンダーに基づいた暴力として理解される。その理由は以下の三つがある。第一に、女性がTFGBVの主なターゲットである⁽⁴⁷⁾。TFGBVには、当然男性の被害者もあり、女性被害者と同様にその被害が大きいとされる。しかしドイツで、10歳から50歳までの2つのソーシャルネットワーク利用者9,760人の回答者を対象にした調査では、男性よりも女性の方がオンライン・性的ハラスメントやサイバー・ストーキングの被害に遭う確率は非常に高く、被害によりもっと大きな苦痛を感じていることが報告された⁽⁴⁸⁾。また2014年に2,839人の回答者を対象にしてアメリカで行われた調査でも、TFGBVにおける男性と女性の被害の差が報告された⁽⁴⁹⁾。第二に、持続的に存在するレイプ神話やジェンダー規

(44) 명성준 (ミョン・ソンジュン)・前掲注 (15)p.31.

(45) 김한균 (キム・ハンギュン), "디지털성범죄 차단과 처단 — 기술매개 젠더기반 폭력의 형사정책 —" (デジタル性犯罪の遮断と処断 —ジェンダーに基づく技術的暴力に関する刑事政策—) 저스티스권178호 (2020) p.375.

(46) Laura Hinson, Jennifer Mueller, Lila O'Brien-Milne & Naome Wandera, *Technology-Facilitated GBV: What is it, and How do we measure it?*, International Center for Research on Women (2018) (last accessed on Nov. 2, 2022), available at: <https://www.icrw.org/publications/technology-facilitated-gender-based-violence-what-is-it-and-how-do-we-measure-it/>

(47) *Id.*

(48) *See generally* & at 269, Frithjof Staude-Müller, Britta Hansen & Melanie Voss (2012) How Stressful Is Online Victimization? Effects of Victim's Personality and Properties of the Incident, *European Journal of Developmental Psychology*, 9(2), 260, 274 (2012).

(49) また、若い(18歳から29歳)男性は若い女性にくらべて中傷や辱め(name-calling and embarrassment)を経験する可能性が高く、若い女性は特にセクハラやストーカー行為に遭いやすいことが報告された。Pew Research Center, *Online Harassment* (2014) (last accessed on Jul. 12, 2022), available at: <http://www.pewinternet.org/2014/10/22/online-harassment/>そして、欧州ジェンダー平等研究所は、若い女性は若い男性に比べて深刻な形のTFGBVの被害者になる可能性が高いと分析した。At 1, European Institute for Gender Equality, *Cyber Violence against Women and Girls* (2017).

範は、女性に不利な影響を与えるため、TFGBV行為の影響はジェンダーにより異なるといえる⁽⁵⁰⁾。例えば、性的映像の頒布などの特定のTFGBVのターゲットは主に女性であり、それは女性という性別を理由として、そしてスラット・シェイミングの意図に起因するものである⁽⁵¹⁾。第三に、加害者や被害者の性別にかかわらず、男女間の社会的権力の不均衡という社会的・構造的な背景は性暴力の加害の元にある⁽⁵²⁾。つまりジェンダーはTFGBV行為の元となる原因として、また結果に影響を及ぼす大きな要素として作用するため、TFGBVはジェンダーに基づいた事象であることを理解するのが重要なのである。このようにTFGBVは、「デジタル性暴力」と比べると、ジェンダー間権力の差など、根源的な社会的背景に基づき、技術を活用して行われる性的加害行為をより幅広く含む概念である。

キム・ハンギュンは、TFGBVという用語は「デジタル性犯罪と呼ばれる現象の加害と被害構造の特性を規定する政策的概念として」考慮に値すると主張している⁽⁵³⁾。TFGBVは、ジェンダーの構造的不平等に基づいてた加害行為というデジタル性犯罪の大事な特徴を捕捉する概念である。従って、TFGBVに基づいてデジタル性暴力を定義すると、デジタル性暴力の色々な加害類型と被害態様を「ジェンダーに基づいた危害」という共通した理解の枠組みでとらえることが可能となる⁽⁵⁴⁾。要するに、TFGBVは多様なデジタル性暴力行為を「刑事政策的視野に入るように」⁽⁵⁵⁾することができる。従って韓国では、TFGBVと韓国における「デジタル性犯罪」の範囲とを対比して、デジタル性犯罪の国際的理解と足並みをそろえるように用語を整理することが求められる。

第二に、デジタル性暴力及び性犯罪行為に対する不適切な用語の見直しが求められる。キム・ハンギュンは、問題を明確にし、解決を志向することが出来るように、「リベンジポルノ」などの用語を見直しする必要性があると述べる⁽⁵⁶⁾。特に、本章で詳述するように、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」13条の条文でも用いられている「性的羞恥心又は嫌悪感」などの用語の見直しが求められている。このようにデジタル性暴力及び性犯罪行為の特徴を不適切に捉えている用語や不明確な用語の見直しの見直しは、概念を的確に言語化かつ再構築することにつながる。さらに、デジタル性犯罪の処罰に対する混乱を減らすことにつながるとともに、デジタル性犯罪に関する社会的理解の促進に寄するものといえる。

(50) Laura Hinson et al, *supra* note 46 at 1.

(51) At 399, Nicola Henry & Anastasia Powell, *Sexual Violence in the Digital Age: The Scope and Limits of Criminal Law*, *Social & Legal Studies*, 25(4), 397, 418 (2016). 「『スラット・シェイミング』とは、個人の外見、性的な行為に同意する可能性 (sexual availability)、実際のまたは認識された性的行動に基づき烙印を押すことと定義される。」 Margot Goblet & Fabienne Glowacz, *Slut Shaming in Adolescence: A Violence against Girls and Its Impact on Their Health*. *Int. J. Environ. Res. Public Health*, 18, 6657 (2021).

(52) *Id.*

(53) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.373.

(54) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.374.

(55) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.373.

(56) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.375.

最後に、デジタル性犯罪と従来の性犯罪の間の関係を整理するべきであるとされる。従来の性犯罪の概念は、物理的接触の存在を前提に構築されている⁽⁵⁷⁾。それゆえ、伝統的な性暴力理解を維持したまま、TFGBVの概念を刑法に転用することは難しい⁽⁵⁸⁾。そうであれば、デジタル性犯罪を、従来の性犯罪とは異なる「ジェンダーに基づく性犯罪」として分類することも考えられる。しかし、刑法における従来の性犯罪とデジタル性犯罪の関係を明確にするためには、すでにデジタル性犯罪の処罰規定を含む「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」は性犯罪の定義と範囲をどのように変更させるものであるか、という点に関する議論を先行させる必要がある。デジタル性犯罪を新しいタイプの性犯罪として認めるべきかという問いに答えるのは、「デジタル性犯罪」の処罰範囲を定める上で不可欠な課題である。

以上のように、韓国における「デジタル性犯罪」の処罰に対する今後の対策と法律改正のあり方に対して議論を進める前に、TFGBV及びデジタル性犯罪の概念の整理、不適切な用語の見直し、従来の性犯罪との関係の明確化を行う必要がある、という課題が明らかとなった。

(2) 性犯罪の保護法益の見直し

第二に、性犯罪の保護法益の再検討が求められる。この点で、「デジタル性犯罪」の種類と頻度が増え、被害も急増している事実を踏まえれば⁽⁵⁹⁾、従来では身体の接触に集中してきた性犯罪保護法益の見直しが必要ではないかという見解がある。

性犯罪の保護法益の見直しの必要性に対する意見を紹介することに先立って、韓国におけるデジタル性犯罪に関する処罰規定の保護法益について簡単に説明する。韓国における性犯罪処罰規定の保護法益は「性的自己決定権」と理解される。「性的自己決定権」は「大韓民国憲法上、人間の尊厳と幸福追求権から派生した権利であり、このような基本権を刑法上具体化したものが性的自由と関連した罪である。」とされる⁽⁶⁰⁾。従来、同意のない撮影行為は「私生活の秘密と自由または肖像権のような一般的人格権」⁽⁶¹⁾を侵害する行為と理解されてきた。しかし、韓国最高裁は、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」14条下の性的欲望又は羞恥心を誘発しうる同意のない撮影行為について、「人格体である被害者の性的自由およびむやみに撮影されない自由を保護するためのもの」⁽⁶²⁾との理解を示し、

(57) 김한균 (キム・ハンギョン)・前掲注 (45) p.375.

(58) 김한균 (キム・ハンギョン)・前掲注 (45) p.375.

(59) 김정혜 (キム・ジョンヘ)・前掲注 (16) p.1.

(60) 김정연・허황 (キム・ウジョンヨン=ホ・ハン), “성적 자기결정권의 합리적 보호를 위한 성폭력범죄 관련법제의 개선방향 연구” (性的自己決定権を合理的に保護するための性暴力犯罪関連法制の改善方向に関する研究) 2019년도 법제사법위원회 연구용역보고서 (2019) p.9.

(61) 장다혜・김수아 (ジャン・ダヘ=キム・スア), “온라인 성폭력 범죄의 변화에 따른 처벌 및 규제 방안” (オンライン性暴力犯罪の変化による処罰および規制方法) 형사정책연구원 연구총서18-AA-01 (2018), p.84. 대법원 1998.9.4. 선고 96다11327 판결 (공1998하, 2377)などを参照している。

(62) 대법원 2014.7.24., 선고, 2014도6309, 판결.

「合意撮影物の非同意流布行為まで含めれば、カメラ等利用撮影罪の保護法益は通信媒体利用淫乱罪と同様に被害者の性的自己決定権および一般人格権保護、社会における健全な性風俗の確立を含む」としている⁽⁶³⁾。

現在までの性犯罪の法益侵害は、韓国だけではなく多くの国々で身体接触を伴うことを前提として理解されてきた⁽⁶⁴⁾。しかし、デジタル性犯罪の増加に伴い、性犯罪において保護されるべき被害者の権利は何かという議論に基づいてデジタル性犯罪に対する防止及び被害者支援制度が設けられるに至っている⁽⁶⁵⁾。韓国においても、変容する性暴力行為の様態を踏まえて、性犯罪に対する保護法益の見直しが求められる。

(3) 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」に対する立法改善の課題

第三に、先立って紹介した「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の立法改善に対する課題が残っている。一つ目は、第13条及び第14条、第14条の2、第14条の3にわたって使われている「(性的)羞恥心」という表現のあり方を検討する必要性という課題である。例えば、13条の条文でも用いられている「性的羞恥心又は嫌悪感」という文言は、価値中立的な構成要件として機能しないという意見がある。韓国女性弁護士会人権理事であるキム・ヒョンアによると、羞恥心という感情は「性暴力被害者が被害感情を表わす一つの表現」として感じられることは理解できるが、「心理学では『他人が自分を欠点のある人と見ると判断する時に発生する情緒』を意味する」羞恥心を被害者が感じることを構成要件として要求することは「性暴力犯罪が依然として純潔の問題と考えられ、被害者に性暴力問題を表沙汰にさせないようにする誤った通念を再生産する危険性がある。」と指摘する⁽⁶⁶⁾。これをうけて、法務部傘下の「デジタル性犯罪等対応専門委員会」（以下「専門委員会」と呼ぶ。）は「性的羞恥心又は嫌悪感」という用語を変える必要があると以下のように主張した⁽⁶⁷⁾。

「性的羞恥心又は嫌悪感」は淫乱やわいせつに基づいた性風俗上の道徳的概念であり、社会的法益侵害の基準を個人的法益侵害にそのまま適用することは他人に害悪を与える行為を中心に国家刑罰権を作動させる近代

(63) 장다혜·김수아 (ジャン・ダヘ=キム・スア)・前掲注 (61) p.84, *supra* 75 at 84. 헌법재판소 2016. 12. 29 선고 2016헌바153 결정などを参照している。

(64) 韓国では、性犯罪の保護法益である性的決定の自由を、社会的保護法益ではなく、個人の自由を保護する犯罪として規定する。김성돈 (キム・ソンドン), “형법각론” (刑法各論) 성균관대학교출판부, 2022, 192면.

(65) 명성준 (ミョン・ソンジュン)・前掲注 (15) p.46.

(66) 김현아 (キム・ヒョンア)・前掲注 (34) p.23.

(67) 법무부, 2022년3월 24일자 보도자료, “「성적 수치심? 이제는 바뀔시다」 성범죄 처벌 법령상 부적절한 용어 개정—디지털성범죄 등 전문위원회 제8차 권고 발표—” (「性的羞恥心? これからは変えるべき」性犯罪処罰法令上不適切な用語の改正—デジタル性犯罪等専門委員会第8次勧告発表—)。また本資料では、「性的羞恥心」は、当該被害者の主観的概念ではなく、一般人の観点から判断されるべきだが、捜査実務では、被害者に「性的羞恥心を感じたか」問い、それに基づいて犯罪の成立が判断されていると指摘している。

の刑法における原則にも適合しない。性ではなく、性を媒介とした暴力自体に焦点を合わせ、加害者の行為を客観的に評価できる中立的な法的概念を設定し、「性的羞恥心」という用語に代わる必要がある（法務部報道資料2022年3月24日）。

以上の点を踏まえて、専門委員会は「侵害される法益と加害行為中心の法律用語である『人の身体を性的対象とする』という表現」を採択するように改正することを勧告した⁽⁶⁸⁾。

二つ目は、技術の発展とともに変容しやすい「デジタル性犯罪」の特徴に対する理解を元に、処罰の対象となる「デジタル性暴力」の行為を柔軟に、かつ定められた明確な範囲内で捉えられる条文上の表現を検討する必要性である。「TFGBVは技術の使用という特徴があり、「技術の発展により、急速に拡散、発展し、かつ変わる」ため、キム・ハンギュンは「これに刑事法的及び刑事政策的に対応するためには技術媒介性暴力の複雑性と多面性を反映した法的概念整理と類型化作業が必要である」⁽⁶⁹⁾と説明する。

三つ目は、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」に、デジタル性犯罪に対する効果的な処罰および被害者救済に必要な措置を規定することの要否に関する検討の必要性である。例えば、不法撮影物削除命令を通じて加害者に削除義務が課されることを明確にするために「第16条（刑罰と受講命令などの併科）に『裁判所が性暴力犯罪を犯した者に対して有罪判決を宣告したり略式命令を告知する場合、撮影物などを削除することを命じなければならない（仮案）』と規定に追加する必要がある。」という指摘がある⁽⁷⁰⁾。

5. 日本における改正への動き

日本では、デジタル性犯罪について、被写体が児童である場合には、その性的行為等にかかる影像是児童ポルノとされ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律による処罰対象とされてきた。しかし、被写体が十八歳以上である場合には、同法の適用はない。例えば、盗撮については、各都道府県の条例により処罰されているが、法律上の処罰規定は設けられていない。このような事情を踏まえて、性犯罪に関する刑法の改正が検討のために発足された法制審議会－刑事法（性犯罪関係）部会の改正案では、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪を新設して、撮影、性的影像記録の提供、公然陳列、保管、対象性的姿態等の影像送信、影像記録の行為が処罰の対処になることを提案された⁽⁷¹⁾。その上、被害の拡散を防ぐために、性的姿態の画像等を没

(68) 前掲注 (67)。

(69) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.376.

(70) 김현아 (キム・ヒョンア)・前掲注 (34) p.25. 김현아의 (キムヒョンア et al.), “디지털 성범죄의 처벌 및 피해자 지원 방안 연구” (デジタル性犯罪の処罰および被害者支援策に関する研究) 국회여성가족위원회 (2018) p.90) を引用。

(71) 前掲注 (3)。

収・消去することができる仕組みの導入する規定も提案された⁽⁷²⁾。この改正案は通常国会に提出されていて、日本においてもデジタル性犯罪に対する包括的な処罰規定が設けられる可能性が高まっている。

6. 日本への示唆

韓国のデジタル性犯罪に関する法律の概要や、これをめぐる問題点は、日本においても以下の点が課題となることを示唆する。

(1) 日本におけるデジタル性暴力に対する刑法的対策のあり方

まず、TFGBVに基づいたデジタル性暴力の理解を踏まえて、日本におけるデジタル性犯罪の処罰のあり方に対する議論が求められる。

しかし、デジタル性犯罪やTFGBVという概念は、カバーする範囲が広いと、そのうちどの行為を処罰対象にすべきかについての議論が先行される必要がある。上述したように、デジタル性犯罪による被害者の被害が甚大で長期にわたって続く点や、「デジタル性暴力」の方法や技術が発展し、被害者の数も増えていく可能性を考慮すれば、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の改正案が提案している、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪などの新設は必要であると考えられる。

勿論、「デジタル性犯罪」の処罰だけで、日本社会内のTFGBVに関わる問題を解決することはできない。なぜなら、刑法における対応は、加害者を罰金や懲役に処することに限られており、それだけでは、TFGBVの防止及び被害者支援などの問題は解決できないからである。この点で、ヘンリーとポウエルは、刑法によるTFGBV行為の過度な処罰は望ましくない結果をもたらす可能性があり、刑法の改正のみでTFGBVに関わる問題を解決することはできない、と指摘している⁽⁷³⁾。したがって、社会内のTFGBVに関わる問題を管理するためには、TFGBVの刑法的処罰と共に「オンラインコミュニティとソーシャルメディアネットワークのサービスプロバイダーの方針と実践」の管理が求められる⁽⁷⁴⁾。加えて、被害者を保護し、TFGBVに対する社会的認識を高めるためには、無料被害者支援ホットライン開設や性教育など、法律以外のメカニズムを利用した政策の確立が不可欠である⁽⁷⁵⁾。しかし、デジタル性暴力に対する刑法的対策は、ある社会のTFGBVに対する問題解決及び防止において十分条件ではないが、必要条件ではある。なぜなら、加害者に対する適切な処罰がなされなければ、加害者は自身の行動に社会的に責任を負わず、したがって再度のデジタル性犯罪を犯す可能性を高めるためである。その上、被害者が、自らの受けた深刻な被害に対して、社会的正義にかなった扱いを受けることができないとすれば、これは被害者救済および刑事司法部に対する信頼にも大きな影響を及ぼ

(72) 前掲注 (3)。

(73) Nicola Henry & Anastasia Powell, *supra* note 68 at 411.

(74) *Id.*

(75) *Id.*

すだろう。韓国の例がこれを明確に示している。

キム・ハンギュンは、韓国における「刑事司法がデジタル性犯罪に対する被害問題の深刻さにもかかわらず、介入に消極的であったことで、ついに前例のない不信感を受けることになった」と指摘する⁽⁷⁶⁾。その結果、「国民が自ら進んで犯罪者を避けなければならないという怒りと失望とあきらめ」が生じたうえ、「刑事司法システムに対する国民的不信の危機」を呼び起こし「自警主義」が登場する原因ともなった⁽⁷⁷⁾。

このように刑法は、TFGBVの中における非難可能性と被害が重大な行為を、効果的かつ適切に罰するツールとして、加害者への適切な処罰、被害者の回復、及びこうした行動の社会的抑止を実現する上で不可欠である。それを可能にするために、様々な社会的及び法的措置の可能性を念頭に置き、そのうち刑法がデジタル性暴力行為の規制においてどのような役割を果たすべきかに関する議論が求められる。日本においても、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の会議を通じて、16歳未満の者に対するグルーミング行為や性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為などに関する処罰のあり方が議論された⁽⁷⁸⁾。これに基づく改正案が国会で可決され、性的姿態の撮影や性的映像記録の提供などの行為に対する罪が新設されると、日本にとってデジタル性犯罪の刑事法的規制を実現する貴重な一歩となるだろう。

しかし、韓国の事例は、日本において二つの課題が残っていることを示唆する。第一に、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会におけるデジタル性犯罪に関わる議論は、性的姿態の撮影や性的映像記録の提供など、特定の類型に限られていた。そのため、日本におけるデジタル性暴力の実態及びその特徴に対する理解を踏まえて、デジタル性犯罪の概念とその範囲を確立するための議論が求められる。そのような議論を欠いたまま、特定の行為に対する議論だけを進めていけば、韓国のようにデジタル性犯罪の概念が確立されず、その実態把握と対処に混乱を招きかねない。それどころか、不適切な用語が使われることにより、新たな問題が生じる可能性もある。第二に、今回、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の答申に基づく改正案が可決されて法律になるとしても、技術の発達などによってデジタル性犯罪が進化するにつれ、処罰の間隙が生じかねないことに注意しなければならない。韓国では2020年以後デジタル性犯罪の態様が進化し、その特徴も変わってきたことから、N番部屋事件のようなデジタル性犯罪事件に対する適切な対処が困難となっていた。その上、上述したように、改正後にも処罰の間隙が指摘されている。このような事例は、日本においても、急速な変化していくデジタル性犯罪に対して、法律が適切に対応できているかを、継続的に確認することの必要性を示唆するものである。

(2) デジタル性犯罪の保護法益

次に、日本において、デジタル性犯罪行為を刑法で規制しようとするならば、まず保護法益に対する議論を先行させなければならない。日本でも既に、性犯罪の本質と被害をよりよく反映するために、従来の性的自由と自己決定権を超えて、尊厳や性的不可侵性のような法益として理解しなければなら

(76) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.388.

(77) 김한균 (キム・ハンギュン)・前掲注 (45) p.371.

(78) 前掲注 (3)。

らないという見解がある⁽⁷⁹⁾。もっともこのような理解は、身体的加害を前提に構築されているところ、デジタル性犯罪は、身体的加害を中心に捉えられてきた従来の性犯罪理解とは異質な側面を含んでいる。そのため、従来の保護法益論を踏まえつつも、日本でデジタル性犯罪を処罰する際には、その前提として保護法益の整理が必要であると考えられる。すなわち、現行法下で処罰対象になる身体的接触に基づいた性犯罪行為と「デジタル性犯罪」に対する保護法益が合致しないという問題を解決するためには、性犯罪と「デジタル性犯罪」に関する保護法益が同一であるかという問いが先決問題となる。

性犯罪と「デジタル性犯罪」に関する保護法益を整理することには、いくつかの選択肢が考えられる。まず、性的な姿の盗撮やオンライン上の性的いじめなどを対象として、性犯罪の一部として処罰するのではなく、自由のような他の保護法益の範疇に含まれるものと整理する選択肢が考えられる。実例として、米国には、性的な姿の盗撮や該当影像記録の配布、頒布などを私的な自由（プライバシー）を侵害する罪と規定している州がある⁽⁸⁰⁾。

もう1つの選択肢として、インターネットなど技術発達で増加するTFGBVだけでなく、他の性的被害の適切な処罰を可能にするために、ジェンダーに基づく暴力（“Gender-based violence”）という概念を保護法益の議論に取り入れ、「ジェンダーによって差別をうけない権利」といった新しい保護法益を設定することが考えられる。欧州ジェンダー平等研究所は、ジェンダーに基づく暴力を「各人のジェンダーを理由とする個人に向けた暴力」（“violence directed against a person because of their gender”）と定義する⁽⁸¹⁾。この概念には性犯罪、性差別行為、家庭内暴力など多様な暴力行為が含まれる。欧州ジェンダー平等研究所はジェンダーに基づく暴力が「性不平等に深く根付いた」（“deeply rooted”）⁽⁸²⁾現象だと説明する。このようにジェンダーに基づく暴力という概念に基づいて、「ジェンダーによって差別をうけない権利」という新しい保護法益を設定することは、多様な形態のデジタル暴力を処罰する基盤となり得る。例えば、デジタル性犯罪行為の中で身体的接触などを伴わず、性的な影像記録などを利用したいじめなど、性的なものに基づいているが、行為自体は性的な態様を含まないという場合を処罰しようとする際に、「ジェンダーによって差別をうけない権利」という概念を幅広く適用させることができる。なぜなら、性に対する社会的偏見と差別があることからこそ、性的手段を利用したいじめが生じるのであり、またそのようないじめによる被害が大きくなるからであ

(79) 鳥岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」慶應法学37号（2017年）24頁－36頁。和田俊憲、法務省、性犯罪に関する刑事法検討会、開催に当たって各委員から提出された自己紹介及び意見（令和2年7月修正）。山中敬一「強制わいせつの罪の保護法益について」研修817号（2016年）。

(80) See, e.g., in Kansas, Kan. Stat. § 21-6101(a)(8) (2020) (Breach of Privacy); in Hawaii, HI Rev. Stat. § 711-1110.9 (2013) (Violation of Privacy in the First Degree). 川崎友巳「アメリカ合衆国における盗撮罪の刑事規制」樋口亮介・深町晋也編『性犯罪規定の比較法研究』（成文堂、2020年）173頁。

(81) European Institute for Gender Equality, “What is Gender-based Violence?” Gender-based Violence (last accessed on Jul 8, 2022), available at: <https://eige.europa.eu/gender-based-violence/what-is-gender-based-violence>

(82) *Id.* See also Council of Europe, “What causes gender-based violence?” General Matters: Gender-based Violence (last accessed on Jul 8, 2022), available at: <https://www.coe.int/en/web/gender-matters/what-causes-gender-based-violence>

る。男性である学生を男性だとインターネットやSNSなどに投稿する行為は事実の伝達に過ぎないが、同性愛者である学生を同性愛者だと名指すことは、被害をもたらすというのがその例である。以上のように、「ジェンダーによって差別されない権利」という概念は、ジェンダーに基づいた多様な加害行為を包括することができる。しかし、「ジェンダーによって差別をうけない権利」という概念はその範囲が広汎であるため、保護法益を侵害、危殆化する行為の全てを処罰できるわけではなく、また一部だけを処罰することによって保護法益の機能や価値が失われるという大きな問題がある。

いずれにせよ、韓国の議論はジェンダー学における性犯罪、性暴力に関する概念の進展と、技術的な性暴力手段の発展の多様性、および身体的接触を前提としない性的な暴力の存在を考慮して、既存の法益理解を再検討する必要性を示しているといえる。

7. おわりに

本稿では韓国におけるデジタル性暴力に関する問題を紹介し、これに伴う「性暴力法」の改正内容を紹介した。そして、そのような改正内容に基づき、韓国でデジタル性犯罪を規制する上で残されている課題とそれに対する議論が日本に与える示唆について検討した。日本では現在、デジタル性暴力の増加に鑑みて、性犯罪に関する改正への動きがある。しかし、現在の改正案における議論は性的姿勢の撮影など特定類型のデジタル性犯罪の検討だけに限定されていたため、韓国の事例を通じて、デジタル性暴力の特徴に対する理解に基づいた幅広い見地から、デジタル性犯罪の処罰のあり方を検討することが求められる。特にTFGBVに基づいた議論を通じて、技術を使用したジェンダーに基づく暴力というデジタル性暴力の本質を理解し、それに対する適切な社会的かつ法的対処の在り方を設けることができるだろう。また、デジタル性犯罪行為に対する刑罰的規制を考慮するためには、デジタル性犯罪の保護法益に対する議論を先行させなければならない。要するに、身体的加害を中心に捉えられてきた従来の性犯罪理解とは異質な側面を含んでいるデジタル性犯罪の保護法益をどのように捉えることが適切であるかに対する議論が必要である。

デジタル性犯罪に関連した問題は、韓国だけの問題ではない。世界的にインターネットと技術発達でTFGBVが増加している。インターポール（国際刑事警察機構）事務総長のストックは、特に子供たちを対象にしたオンライン上の性犯罪が、インターネットの発達によって増加し続けており、2021年に最も高い件数を記録したと警告した⁽⁸³⁾。このような中で、日本より先にデジタル性暴力による社会的混乱を経験し、これに対する刑事法的改正を試みた韓国の例を通じて、日本にとって今後必要なTFGBVに関する刑罰的規制の在り方について議論することの重要性は、ますます高まっていると言えよう。

(83) Interpol, “INTERPOL Secretary General: Online child sexual abuse at record levels” News: 2022 (May 25, 2022) (last accessed Dec. 9, 2022), available at: <https://www.interpol.int/News-and-Events/News/2022/INTERPOL-Secretary-General-Online-child-sexual-abuse-at-record-levels>